

作成主体の名称：鳥取県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

鳥取発次世代社会モデル創造特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

- ・ 生活者視点に立った鳥取発次世代社会モデルを適用し、地域の強みと住民のニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつける取組を展開することで、新たな生活価値の実感が得られる新事業を創出する。
- ・ 新たな生活価値に基づくサービス等の提供により、地域住民の「暮らしの豊かさ」に対する意識（満足度）の向上を図る。

(解説) これまで地域経済を牽引してきた製造業の事業環境の悪化、自動車依存の都市構造と中心市街地の衰退、急速な少子高齢化の進展などに起因した地方経済の停滞という我が国の地方中小都市が抱える問題がある。加えて、経済の主役が消費者に移り、消費者の需要をいかに創造するかが経済活性化に必須な要素となってきた一方で、消費者はモノの豊かさよりも社会全体の豊かさを求めるようになってきており、環境問題や安全・安心、健康に対する関心の高まりなどの消費者の価値観と共鳴する「新しい生活価値」の提供が、消費者の需要を喚起する上でより重要になっていることも踏まえる必要がある。

こうしたことから、これまでの供給サイドの視点にたった技術主導型の成長モデルから、需要サイドの視点に立脚した生活価値主導型の成長モデルへの転換が求められている。

以上の課題を解決するため、鳥取発次世代社会モデル創造特区において、地域の自然・環境、コミュニティーや住民同士のつながりなどの地域固有の資源や価値観と、日常生活でのストレス、不満や改善への期待感などの潜在的なニーズとを結びつけ、生活者の視点から内需を呼び覚まし、それらの需要を満たすサービスを効果的に創出していくという新しいビジネスモデルを構築する（step1）。このビジネスモデルの下、地域課題の解消と新事業の創出との小さな好循環をいくつも生み出し、効果への住民の実感が積み重なることで、その地域ならではの「暮らしの豊かさ」の実感へとつながり（step2）、これがやがて地域の自信や誇りとなって、「暮らしてみたい」「訪れてみたい」まちづくりを実現するという地域活性化の大きな好循環(step3)を目指すものである。

### ② 評価指標及び数値目標

#### (1) 評価指標①：商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービスの実現

数値目標①-1：カーシェアリング登録者数（H24年3月現在）0人 ⇒ 1,163人（H28年）

数値目標①-2：電動モビリティ導入台数（H24年3月現在）1台 ⇒ 73台（H28年）

#### (2) 評価指標②：再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービスの実現

数値目標②-1：対象世帯数（H24年3月現在）0世帯 ⇒ 49世帯（H28年）

#### (3) 評価指標③：健康情報を高度利用する健康づくりサービスの実現

数値目標③-1：AICS受診者数250人（H24年3月現在）⇒ 10,000人（H28年）

数値目標③-2：健康づくりプログラム参加者数0人（H24年3月現在）⇒ 1,000人（H28年）

## 3 特定地域活性化事業の名称

生活者視点に立った鳥取発次世代社会モデルを適用し、地域の強みと住民のニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつける取組を展開することで、新たな生活価値の実感が得られる新事業を創出するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス、再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス及び健康情報を高度利用する健康づくりサービスの実現に係る取組を行っていく。

- ① とっとりスマートライフ・プロジェクト（商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）
- ② とっとりスマートライフ・プロジェクト（再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）
- ③ とっとりスマートライフ・プロジェクト（健康情報を高度利用する健康づくりサービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

#### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

##### i) 一般地域活性化事業について

特になし

##### ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

<規制の特例措置>

##### 【ワンウェイ型カーシェアリング実施基準の明確化】

ワンウェイ型カーシェアリングの実施にあたっては、現行の道路運送法の運用、解釈で対応が可能であるとの回答を得たところ。しかし、他法令の適用に係る調整を行う必要があるため、必要に応じた助言をいただきながら、実施に向けた検討を進めていくこととなった。

## 別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1/3】

### 1 特定地域活性化事業の名称

とっとりスマートライフ・プロジェクト（商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社山陰合同銀行

株式会社鳥取銀行

株式会社日本政策投資銀行

米子信用金庫

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内のうち、米子市にてEVカーシェアリングを実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

EVカーシェアリングを実施する取組とは、具体的には「鳥取県民ライフスタイル意識調査」等により地域住民のニーズが高い施策として抽出された、地域住民や事業者、来訪者向けの電動小型モビリティや電気自動車によるレンタカー型のカーシェアリングをいい、クリーンで快適な移動手段をサービスとして提供するものである。

「鳥取県民ライフスタイル意識調査」は、毎年1月に西部圏域在住の20～70代の男女2,160名を対象に行っているアンケート調査（無記名式）で、対象者は各市町村の住民基本台帳より無作為に抽出している。

この調査により、地域住民が生活の中で感じるストレス、生活満足度、重要度、施策への期待等を基に地域が求めるライフスタイルや取組の方向性を把握し、「とっとり幸せの感じ方指標」として独自に指標化することで、EVカーシェアリングの取組が住民ニーズの実現にどの程度寄与しているのか、事業が有効であるのかを継続的に検証していく。

以上のことから、「とっとりスマートライフ・プロジェクト（商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービス）」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「地域資源と地域住民のニーズを有機的に結びつけ、新たな生活価値を生み出すサービスのビジネスモデルの構築」及びその解決策である「地域住民の価値観や潜在的ニーズの把握と、それに基づき実施される取組の有効性の検証」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの。

## 別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2/3】

### 1 特定地域活性化事業の名称

とっとりスマートライフ・プロジェクト（再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社山陰合同銀行

株式会社鳥取銀行

株式会社日本政策投資銀行

米子信用金庫

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内のうち、江府町にて災害時集落無停電システムを実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

災害時集落無停電システムを実施する取組とは、具体的には「鳥取県民ライフスタイル意識調査」等により地域住民のニーズが高い施策として抽出された、再生可能エネルギーにより発電された電力を活用して災害等による停電発生時でも電力系統の完全復旧までに必要最小限の電力供給を行い、中山間地域の集落維持等のサービスを提供するものである。

「鳥取県民ライフスタイル意識調査」は、毎年1月に西部圏域在住の20～70代の男女2,160名を対象に行っているアンケート調査（無記名式）で、対象者は各市町村の住民基本台帳より無作為に抽出している。

この調査により、地域住民が生活の中で感じるストレス、生活満足度、重要度、施策への期待等を基に地域が求めるライフスタイルや取組の方向性を把握し、「とっとり幸せの感じ方指標」として独自に指標化することで、災害時集落無停電システムの取組が住民ニーズの実現にどの程度寄与しているのか、事業が有効であるのかを継続的に検証していく。

以上のことから、「とっとりスマートライフ・プロジェクト（再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス）」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「地域資源と地域住民のニーズを有機的に結びつけ、新たな生活価値を生み出すサービスのビジネスモデルの構築」及びその解決策である「地域住民の価値観や潜在的ニーズの把握と、それに基づき実施される取組の有効性の検証」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目） 第9号 地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業

## 別紙2-4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3/3】

### 1 特定地域活性化事業の名称

とっとりスマートライフ・プロジェクト（健康情報を高度利用する健康づくりサービス）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社山陰合同銀行  
株式会社鳥取銀行  
株式会社日本政策投資銀行  
米子信用金庫

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内のうち、南部町にて健康づくりサービスを実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

健康づくりサービスを実施する取組とは、具体的には「鳥取県民ライフスタイル意識調査」等により地域住民のニーズが高い施策として抽出された、地域の特定健診等の健康情報と、がんに罹患しているリスクを予測する新しい検査方法である「アミノインデックス®がんリスクスクリーニング（AICS）」の実施により蓄積されるアミノ酸データを活用し、地域の傾向や住民それぞれの健康状態等に合わせた新たな健康指導プログラムや、必要となる支援システムを開発するとともに、それらに関連して運営される健康づくりに関する民間サービス（健康教室、フィットネス、宅配食サービス等）を構築及び提供するものである。

「鳥取県民ライフスタイル意識調査」は、毎年1月に西部圏域在住の20～70代の男女2,160名を対象に行っているアンケート調査（無記名式）で、対象者は各市町村の住民基本台帳より無作為に抽出している。

この調査により、地域住民が生活の中で感じるストレス、生活満足度、重要度、施策への期待等を基に地域が求めるライフスタイルや取組の方向性を把握し、「とっとり幸せの感じ方指標」として独自に指標化することで、健康づくりサービスの取組が住民ニーズの実現にどの程度寄与しているのか、事業が有効であるのかを継続的に検証していく。

以上のことから、「とっとりスマートライフ・プロジェクト（健康情報を高度利用する健康づくりサービス）」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「地域資源と地域住民のニーズを有機的に結びつけ、新たな生活価値を生み出すサービスのビジネスモデルの構築」及びその解決策である、「地域住民の価値観や潜在的ニーズの把握と、それに基づき実施される取組の有効性の検証」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目） 第10号 地域住民の健康の保持増進に資する事業

## 別紙2-8 <地域において講ずる措置>

### 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

#### 【全般】

- 鳥取県地域活性化総合特区推進補助金<鳥取県>  
総合特区構想の推進に資する市町村の取組に対して補助金を交付（H25 予算 10,000 千円）
- 鳥取県地域活性化総合特区推進利子補助金<鳥取県>  
総合特区の推進に資する事業を実施する民間企業等が国の総合特区支援利子補給金を活用する場合、県も同率の利子補給を実施

#### 【商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービス】

- とっとりEVカーシェア推進事業<鳥取県>  
新たに始めるEV・PHVカーシェアの取組みに対する補助制度を創設。（H25 予算 10,000 千円）
- 超小型モビリティ導入促進事業<鳥取県>  
超小型モビリティ導入により地域資源を活かすアイデア、地域課題を解決できるアイデアを募り、新たな乗り物である超小型モビリティのニーズを掘り起こす（H25 予算（繰越明許費） 1,136 千円）
- モーダルシフト推進事業（充電施設の整備促進）<鳥取県>  
EV 普及を推進するため、急速・普通充電器設置に対して補助金を交付（H25 予算 11,000 千円）

#### 【再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス】

- 農業農村小水力発電施設導入事業<鳥取県>  
下蚊屋ダム地区をはじめ他2つのダム地区に小水力発電を整備（H25 予算 30,000 千円）
- 災害時集落無停電サービス実現に向けた消費電力測定調査  
地域の電力消費量や消費パターンを把握するため、各地区全戸の消費電力測定調査を委託（H24～25 予算 9,676 千円）

#### 【健康情報を高度利用する健康づくりサービス】

- ライフサイエンス推進事業<南部町>  
がんリスクスクリーニング検査を実施し、がん検診への関心を高めて、がんの早期発見につなげるとともに、健診データと組み合わせるとともに町民の健康増進を支援（H25 予算 17,772 千円）

### 2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

特になし

### 3. 地方公共団体等における体制の強化

<鳥取県> 平成 24 年 9 月 次世代産業環境室（総合特区担当）を 1 名増員  
平成 25 年 4 月 商工政策課へ体制を移管（総合特区推進担当）

### 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

#### 【全般】

- 鳥取県は、県経済成長戦略（H22 年 4 月策定）、県地域産業活性化基本計画（H24 年 4 月策定）や雇用創造一万人プロジェクト（H24 年 4 月策定）といった県の重要計画のなかに本特区構想をそれらの実現可能性を高め、加速させるための重要戦術として位置付けている。

**【商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス】**

- 米子市は、平成23年度の緑の分権改革実証事業（総務省）を活用し、太陽光発電の電力を用いた中心市街地のEVカーシェアリング実証実験を実施（H23年11月～H24年2月）。さらに1年間通した実証が行えるよう、必要な経費を米子市が予算措置し事業を実施した。（H24年4月～11月）。
- 1年間を通じた実証実験を通して得たデータを元に、今後の事業化を検討中。

**【再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス】**

- 災害時集落無停電サービスの構築に向け、地域の電力消費量や消費パターンを把握するため、各地区全戸の消費電力測定調査を実施している（H24年11月～H25年10月）。

**【健康情報を高度利用する健康づくりサービス】**

- 南部町は、町議会で「がん征圧宣言」を全会一致で可決（H23年9月27日）。
- がんリスクを予測する検査を通じて得られた約1,000人の方のアミノ酸データを元に、健康づくりサービス開発に向け、関係者と定期的な意見交換を実施している。

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	鳥取県地域活性化総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年4月27日
地域協議会の構成員	<p>(企業)</p> <p>味の素株式会社、合同会社アヴィスコ、株式会社NTTデータ中国、王子製紙株式会社、株式会社ケイズ、国際航業株式会社、株式会社山陰合同銀行、サントリープロダクツ株式会社、大山山麓地区土地改良区連合、智頭石油株式会社、株式会社中海テレビ放送、中電技術コンサルタント株式会社、テック株式会社、株式会社鳥取銀行、トヨタ自動車株式会社、豊田通商株式会社、株式会社ナノオプトニクス・エナジー、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、ファミリー株式会社、公益社団法人氷温協会、株式会社法勝寺町、米子信用金庫（以上50音順）</p> <p>(大学・支援機関)</p> <p>国立大学法人鳥取大学、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、公益財団法人鳥取県産業振興機構</p> <p>(地方公共団体)</p> <p>米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成23年4月27日 総会開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の発足について</li><li>・鳥取県地域活性化総合特区推進構想について</li></ul> <p>(第2回) 平成23年8月22日 総会開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区推進協議会規約の一部改正について</li><li>・鳥取県地域活性化総合特区構想について</li></ul> <p>(第3回) 平成24年3月21日 書面による審議（最終了解日3月28日）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区第二次指定申請書について</li></ul> <p>(第4回) 平成24年4月 3日 書面による審議（最終了解日4月27日）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区推進協議会規約の一部改正について</li></ul> <p>(第5回) 平成24年8月 9日 総会開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区二次指定申請結果について</li></ul> <p>(第6回) 平成25年5月13日 書面による審議（最終了解日5月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県地域活性化総合特区第6回認定申請について</li></ul>



<p>協議会の意見の概要</p>	<p>(第1回) ①協議会の発足についての承認、特区推進構想について説明。</p> <p>(第2回) ①超小型モビリティを域内では自由に乗り捨てできると良い。太陽光発電、蓄電池等を導入して非常時に耐えるシステムも必要。 ②A I C Sは関係機関と連携し、データ蓄積していけば新たな健康サービスの創出につながる。 ③下蚊屋ダムの小水力発電について、土地改良財産であり、設置に関して規制が厳しい。自然エネルギーを有効利用するため、小水力発電が設置できるよう規制緩和が必要。 ④紅葉時期には大山周辺ルートで車が渋滞し、自然環境に悪影響を与えている。将来的にはE Vバスを使って環境にやさしいシステムを構築し、誘客やPRに役立てたい。 ⑤西部圏域の森林バイオマスの活用も地域活性化を行う上で効果的。 ⑥境港エリアだけにとどまらず、外に向けた特区構想も考えるべき。北と南の特性を考慮し、取組を少し工夫すれば西部圏域がより一体的にまとまっていくことになる。</p> <p>(第3回) ①「健康づくりサービス」に関しては、医療費をいかに減らしていくかの面も重要なポイントではないか。 ②I C Tを活用した遠隔医療や保健指導の制度改善を提案してはどうか。</p> <p>(第4回) ①規約の改正（協議会の目的の変更と構成員の追加）について意見集約。</p> <p>(第5回) ①特区のスケジュール確認と各事業の進捗、事業方針報告。</p> <p>(第6回) ①「再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス」において、国の利子補給の対象事業項目は「第9号 地域における防災機能の確保やその他地域住民の安全の確保に関する事業」とともに、「第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業」も適用し得ると考えるがどうか。</p>
<p>意見に対する対応</p>	<p>(第1回) ①協議会の発足の承認、特区構想の推進について合意。</p> <p>(第2回) ①意見を踏まえ、指定申請書、規制の特例措置の提案書に記載した。 ②意見を踏まえ、指定申請書、規制の特例措置の提案書に記載した。 ③意見を踏まえ、規制の特例措置の提案書に記載した。 ④複数の町での調整が必要なため、計画期間中での実施を目指して検討を進めていく。 ⑤森林バイオマスはエネルギー利用以外にもライフサイエンス分野でも利用の可能性があり、研究に取組中の事業者も存在。関係者の意見を踏まえ取組の方向性を見定め、計画期間中でのプロジェクト立上げを目指して検討していく。</p>

⑥意見を踏まえ、南北の特性を連携させて地域が活性化する取組を検討していく。

(第3回)

①医療費の適正化への効果について申請書に記載した。

②熟度の面で今回の記載は難しいが、重要な課題であり引き続き検討することとした。

(第4回)

①規約変更について承認。

(第5回)

①計画認定に向け国との協議を推進していくことで合意。

(第6回)

①利子補給制度の対象事業項目については、一項目以上該当することが必要であり、複数の号を記載することも可能である。第3号については、再生エネルギーの利用、資源の有効活用が目的となっているが、「再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス」は資源の有効活用が目的ではなく、その先にある地域課題を解決するためのサービスの提供を目指すものであり、対象事業項目第9号が該当するものと判断。

## 留保条件に対する対応

### 留保条件

以下について、地域活性化総合特別区域計画に反映させて申請すること。

- ・3事業（「e-モビリティ交通サービス」「再生可能エネルギー」「健康づくりサービス」）の相互関係を明確化させ、「まちづくり」の目標に向けて有機的な関連を説明付けること。

### 留保条件に対する説明

○地域住民のニーズの高い施策テーマ、すなわち地域住民の生活価値を向上させるテーマを抽出するため「鳥取県民ライフスタイル意識調査」を県西部圏域の住民を対象に実施した結果、「スマートグリッド分野」「生活ITインフラ分野」は日常生活における充足度が高く、「交通システム分野」「市街地活性化」は充足度が低いことが分かった。また、「スマートグリッド（電力の安定供給）分野」「予防医療分野」「雇用づくり分野」が自分自身の生活にとって重要度が高いと考えている住民が多いことが分かった。さらに、生活分野に対応した形で提示した施策の中で、「スマートグリッドの構築」「健康情報の高度利用による地域の健康づくり」「デマンド交通の整備」などの取組みに対する期待値が高かった。

○以上の結果から、交通や市街地活性化、スマートグリッド（電力の安定供給）、予防医療・健康づくりをテーマとした取組みは、住民ニーズが高く、それを支える地域資源も活用でき、事業化可能性が高いものであると判断し、「鳥取発次世代社会モデル創造特区」で新たに構築するサービスとして、「e-モビリティ交通サービス」「再生可能エネルギー」「健康づくりサービス」の3事業の実施を決定した。また、平成25年4月に策定された鳥取県経済再生成長戦略の中で、これらの取組みは課題解決型サービスとしてGDPや雇用の増加という目標実現に向けた推進力の一つに位置づけられたところである。

○また、時機に応じた課題・住民ニーズに対応する場合においては、新たな課題解決型サービス創出を検討するプラットフォーム（地域活性化総合特区推進協議会及び分科会等）において、先行して実施する各3事業との有機的な連携を図ることで、迅速で有効な課題解決型サービスの創出が可能となる。具体的には下記の取組を想定している。

- ・「e-モビリティ交通サービス」－「再生可能エネルギー」  
e-モビリティ交通サービスにおいて利用するEVを、再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービスにおいて蓄電池として利用。  
また、中山間地域におけるe-モビリティ交通サービス（EVカーシェア）の実施により、中山間地域の再生可能エネルギーの有効活用。
- ・「再生可能エネルギー」－「健康づくりサービス」  
地域で発電される地域の環境価値をポイント化し、そのポイントにより地元事業者から提供される健康づくりサービス利用に活用できるなど、再生可能エネルギーを日常は健康づくりに、災害時等は集落維持のための災害時集落無停電サービスに活用。
- ・「健康づくりサービス」－「e-モビリティ交通サービス」  
健康に配慮した食事宅配サービスに、e-モビリティ交通サービスで利用するカーシェアEVを宅配車として利用。

○先行して実施する3事業により、地域住民が生活価値の向上を実感する、つまり、住民が地域経済活性化の果実や、安全・安心を享受でき、そのことによって地域の活力を生み出すことを目指している。そして、3事業と、

有機的な連携から生みだされた新サービスとの相乗効果により、鳥取県経済再生成長戦略が目指す本県の産業の構造転換（電気機械関連産業から付加価値創造産業へ）が進み、一人あたり県民所得の向上と新規雇用創出につながる。以上の取組により、本県が目標としている「県下全域すべての鳥取県民が暮らしの豊かさを実感することができる次世代のまちづくり」が実現される。

# (鳥取発次世代社会モデル創造特区の将来の姿)

## グリーンイノベーションとライフイノベーションにより 新たな生活価値を生み出す未来のまちづくり



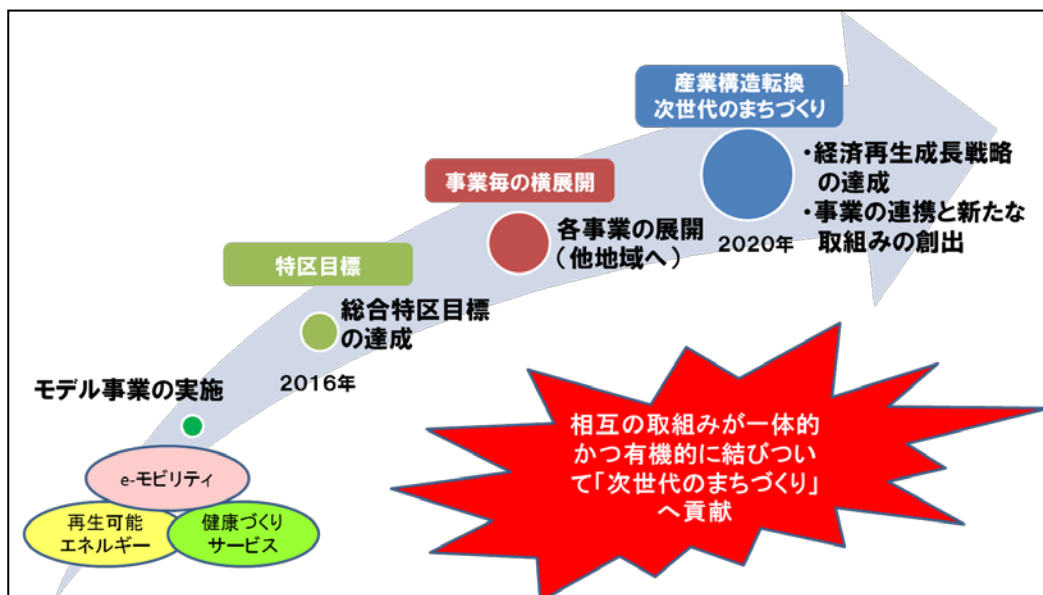
### グリーン・ライフイノベーション

モビリティ革命	エネルギー革命	ライフサイエンス革命
次世代モビリティを介した未来型交通網の構築	鳥取版エネルギーシフトの加速化による「とっとりスマートライフ」の実現	とっとり発ライフイノベーション(医療・健康・福祉)による未来型ライフスタイル
病院・工場・住居など施設内をe-モビリティで自由に走行	メガソーラー、バイオマス等によるエネルギーの地産地消	バイオフィンティアを核としたとっとり発の創業、機能性食品開発
e-モビリティの特徴を活かした弾力的な交通ルール	太陽光、小水力発電などの分散型電源による災害に強いまちづくり	医工連携による医療機器開発
行き先・時間にとらわれないEVデマンド交通を広域で展開	地域内で新たな電力会社(PPSなど)を設立	医療クラウドの構築(健診結果、レポート、AICS等)の一元管理
コミュニティや中心市街地でのEVカーシェアリング	デマンドレスポンス、電力の見える化等の節電ビジネス	最新技術によるがんや生活習慣病の早期発見
五感で自然を満喫できるEV観光ルート(境港～蒜山)	HEMS、BEMS等の導入によるスマートコミュニティの構築	ICTを活用した健康づくりサービスや見守りサービス
ポップカルチャーと融合によるまちづくり(例)ガイナックス×ナノ社	エネルギーをテーマとした環境教育、CO2フリー工場の見学ツアー	大山・温泉を活かした健康・美容・スポーツツーリズム

特区でモデル的に実証し、その成果を地域に還元

### 鳥取発次世代社会モデル創造特区

e-モビリティ交通サービス、災害時集落無停電サービス、健康情報を高度利用する健康づくりサービス



## 課題解決型サービス産業(グリーン&ライフイノベーション)

### 【現状・課題】

潜在内需を掘り起こす新サービスの創出

少子高齢化が進み、健康関連市場が拡大

地域の再生可能エネルギーの有効活用

### 【施策の方向性】

#### ①超小型モビリティ等を使った新たな移動サービスの創造

- ①超小型モビリティの導入による地域活性化計画を策定する市町村を支援
- ②EV、PHV、超小型モビリティによるカーシェアリングに新たに取り組む者を支援
- ③超小型モビリティの導入経費に対する支援策を検討

#### ②再生可能エネルギーを使った災害対応電力供給サービスの創造

- ①電力供給サービスの実現に必要な地域の電量消費量の調査を実施
- ②再生可能エネルギーの導入を支援
- ③サービスを実現するための実証実験、システム構築に対する支援を検討

#### ③健康情報を高度利用する健康づくりサービスの創造

- ①血中アミノ酸濃度を測定する新たな検査方法を用いてガンや生活習慣病を予防する実証事業を行う市町村を支援
- ②検査データを蓄積・分析して住民に提供する等、ICTを利用した新たな健康づくりサービスの創出を検討

#### ◇背景

- ・鳥取県はソーシャルキャピタルが豊かで地域経済の成長を促すポテンシャルが高い
- ・米子市に立地するEVベンチャーが超小型モビリティ等をH25から生産
- ・県西部は新エネルギーによるエネルギー自給率が高い(例:米子市60%(H21年度調査))
- ・鳥大医学部付属病院は県西部の地域医療の拠点として高度で先進的な医療を実施

2020年

①地域の強みと住民のニーズを結びつけることによって地域の課題を解決するサービスが展開

②課題解決型サービスが広がることによって、地域住民の「暮らしの豊かさ」に対する意識(満足度)が向上

観光地  
周遊

カーシェア  
リング

電力を  
供給

健康診  
断往診



病院へ  
の通院

中山間  
見守り

買い物  
支援

食事の  
宅配